定　　款

（2022 年 3 月 25 日　改定）

株式会社　網屋

定　　款

第1章　総　則

（商号）

第1条 当会社は、株式会社網屋と称し、英文ではAMIYA　Corporationと表示する。

（目的）

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　コンピュータシステムの設計･構築･運用業務
(2)　コンピュータ用データベース並びにソフトウェアの開発と販売
(3)　コンピュータ及びその周辺装置･端末装置の販売
(4)　コンピュータ用ソフトウェア並びに書籍の輸出入及び販売
(5)　情報通信システムに関する設計･構築･運用業務
(6)　情報セキュリティシステムの設計･構築･運用業務
(7)　マネジメントシステムの構築・運用・監査支援
(8)　内部統制の構築・運用・監査支援
(9)　前記1、2、3、4、5、6、7、8号に関する教育･研修･コンサルティング業務
(10)　電気通信工事の設計･施工及び請負
(11)　電気工事の設計･施工及び請負
(12)　インターネットを利用した製品の販売およびサービスの提供
(13)　労働者の派遣事業に関する業務
(14)　古物営業法に基づく古物商
(15)　前記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関の設置）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株　主　総　会

（招集）

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条 当会社に取締役 10 名以内を置く。

（選任）

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の条件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第 29 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章　　監査役及び監査役会

（員数）

第 30 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

（選任）

第 31 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会社法第　329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（常勤の監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第 39 条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 40 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（責任免除）

第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金等の除斥期間）

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領さ

れないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 1 条 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。

（株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する経過措置）

第 2 条 現行定款第 14 条及び第 22 条の変更は、2022 年 3 月 26 日から効力を生ずるものとする。

2. 本附則は、2022 年 3 月 31 日にこれを削除する。